

第33回下妻市コロナウイルス感染症対策本部会議
(令和3年5月11日開催)

本市の対応について

5月10日に県知事の記者会見があり、令和3年4月29日(木)より5月12日(水)まで、本市が該当となっている感染拡大市町村について、5月13日(木)以降、指定解除されることとなった。

しかし、県内の市町村においては、依然として感染拡大が見られ、感染拡大市町村の追加及び延長が行われていることから、引き続き気を緩めることなく、感染拡大防止に向けた取組みを行う必要がある。

県の発表を受けて、5月13日からの本市の対応についても、県の感染拡大市町村の指定解除に沿ったかたちで、以下のとおり変更する。

なお、引き続き市民への感染防止対策の徹底(マスク、手洗い、3密を避ける等)を図る。

(1) 各部署のイベント、事業等について

- 人数制限や感染防止対策を徹底したうえで、実施の判断は担当部署内で検討する

(2) 公共施設等について

- 5月13日(木)より順次開放を行う
- ※しかし、未だ近隣市町が感染拡大市町村に指定されているため、閉鎖継続、利用制限等については、所管部署内で検討する

(3) 飲食店の営業時間短縮について

- 茨城県の対応に基づき解除する

(4) 広報について

- ホームページ等を適宜活用し、感染防止対策を周知する

※上記決定事項については、感染状況や国・県の動向等により変更となる場合がある。